

中・東欧情勢

拡大期日の明確化

EU新規加盟交渉の現状

1. 欧州議会の勧告

10月初め、欧州議会はEU拡大に関する見解をまとめた。それによれば、東方拡大の具体的な日程を明確化すること、そして最初の加盟国は2004年までに加盟承認され、2004年の欧州議会選挙には新規加盟国も参加できるようにすべきだとしている。欧州議会の見解はEU加盟国に対する助言的な勧告の域を出るものではないが、新規拡大に関するEU内部からの具体的な勧告として、注目される。

新規加盟のスケジュール

2004年に新規加盟を実現させる場合には、2003年中にEU各国における新規加盟承認の批准が完了することが前提になる。そこから逆算すると、2001年に加盟交渉を終え、2002年に中に加盟承認が行われることが必要になる。

昨年末のヘルシンキEU首脳会議では2002年末より新規加盟国を受け入れることが可能になっており、拡大の第一陣候補国は2001年末の交渉終了を目指して交渉中である。

勧告の意義

ヘルシンキ会議でEUの新規拡大はEUの正式な課題になったが、新規加盟の第一陣を受け入れる時期について、これまでEUの正式な機関から具体的な提案が出されていない。今回の欧州議会の勧告は具体的な時期を言明した最初の提案として、EU委員会が念頭におくべきものとなり、今後の交渉過程で一つの基準になりうる。

加盟を遅らせる要因

EUは新規加盟と内部の機構改革の二大課題を抱えているが、内部の機構改革は新規加盟承認前に先行する課題として認識されており、改革の遅れが新規加盟を遅らせることは十分に予想される。また、ユーロ通貨の実際の流通など、統合の進行過程における予期せぬ波乱が拡大にブレーキをかける要因にもなろう。

加盟を促進する要因

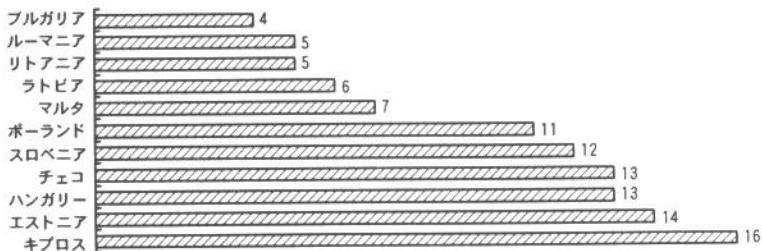
農業補助金制度の改革が進まなくても、他の機構改革が進行し、かつ対象国との個別加盟交渉が終了すれば、農業問題で深刻な対立のない候補国を長期に待機させる理由はない。EUにとって欧州大陸への統合拡大が歴史的使命である以上、交渉を終えた諸国の承認を延期することになれば、EUに対する不信を招きかねない。EU改革が中途でも、加盟承認はありえるだろう。欧州議会の勧告はこのような諸国の加盟を促進する意味合いがあるものと思われる。

2. 加盟交渉の現状

加盟交渉

新規加盟にあたっては、アキ・コミュニテール(基本3条約と共同体第2次立法などの総体)の受諾が必要であり、加盟交渉にあたってはこの基準にもとづく分野別の交渉を完了しなければならない。

図表1. すでに交渉が終了した分野数(2000年9月現在)



このレポートは、投資判断の参考となる情報の提供を目的としたもので、投資勧誘を目的として作成したものではありません。また、外国証券内容説明書を作成していない銘柄については、原則として、野村證券から投資勧誘を行うことはできません。銘柄の選択、投資の最終決定は、御自身の判断でなさるようお願い致します。このレポートは、野村證券から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されましたお客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村證券に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願い致します。



図表 1 の読み方

図表 1 の分野数は交渉の進捗状況を示す一つの指標であり、このプロセスを終わらせることが加盟の条件である。明らかに東方拡大の第一陣候補国の交渉は進んでおり、第二陣のそれとは明瞭に異なっている。

他方、交渉終了分野数だけでは加盟の時期を測ることができないことに注意しなければならない。たとえば、キプロスのようなトルコとの政治的関係が問題になる国の場合、アキ・コミュニテールの条件を満たしても、政治的・外交的条件が加盟承認を遅らせる要因になる。

また、問題を抱えた分野の交渉を先送りしている国の場合には、現在の終了分野数は多くても、後に難関が待っており、その交渉が難航すれば、それだけ承認条件の充足が遅れることになる。

3. 経済収斂の状況

経済収斂の指標

経済収斂の指標として、1人当たり GDP が使用されている。このほかに、対 EU との貿易の統合状態や資本の流入状態で、市場経済の発展状況が測られる。すでに第一陣候補国は対 EU との貿易関係が 7-8 割を占めており、事実上、貿易関係での統合は完了している。また、ハンガリー、チェコ、ポーランドの中欧 3 国には EU を中心とした諸国から直接投資が流入しているだけでなく、株式市場における外人投資の割合は非常に高くなっている、資本の流出入の面での統合も事実上、完了している。

所得収斂の状況

貿易や資本の統合状況に比して、1人当たり GDP の水準は、中欧諸国でもいまだ EU 平均水準の 50-60 % にとどまっている。所得水準格差が大きいことを根拠に、中欧の EU 加盟はまだかなり先になると予測するエコノミストも少なくない。

図表 2. 拡大候補国 GDP および対 EU 比 (1999 年)

		市場為替平価 (億ドル)	購買力平価 (億ドル)	対 EU 平均 (EU15=100)
第一陣候補国	チェコ	531	1,359	62
	エストニア	52	116	38
	ハンガリー	489	1,138	53
	ポーランド	1,547	3,446	42
	スロベニア	196	311	73
第二陣候補国	ブルガリア	120	428	24
	ラトビア	63	141	29
	リトアニア	106	241	31
	ルーマニア	340	1,338	28
	スロバキア	188	560	49

(注) 対 EU 比は購買力平価で見た 1 人当たり GDP の比較。

(出所) ウィーン国際比較経済研究所データベースより、NRI-E 作成

所得収斂度の比較

確かにスロベニアを別とすれば、中欧 3 国の 1 人当たり GDP 水準は EU 平均をはるかに下回っている。他方、同じ指標を EU の最下位所得国 (スペイン、ポルトガル、ギリシア) で見ると、それぞれ 80 %、72 %、69 % であり、スロベニアはポルトガルやギリシアよりも高く、チェコとギリシアの差はきわめて小さい。つまり、EU の最低所得国と中欧の所得水準に本質的な格差は見られない。

加盟は収斂を前提しない

これまでの EU 拡大の事例を見ると、新規加盟国の所得が EU の平均所得に収斂することを前提にしていない。ギリシア (1981 年加盟) の加盟時における対 EU 平均 1 人当たり GDP (購買力平価) は 62 %、スペイン (1986 年) とポルトガル (1986 年) のそれは、それぞれ 68 % と 52 % であった。EU 拡大はヨーロッパ内の相対的に遅れた地域を包み込むことで統合拡大を推進してきたことが分かる。明らかに、拡大交渉は所得収斂を前提しておらず、第一陣の加盟条件においても前提されていない。

(NRI ヨーロッパ 盛田 常夫)

このレポートは、投資判断の参考となる情報の提供を目的としたもので、投資勧誘を目的として作成したものではありません。また、外国証券内容説明書を作成していない銘柄については、原則として、野村證券から投資勧誘を行うことはできません。銘柄の選択、投資の最終決定は、御自身の判断でなさるようお願い致します。このレポートは、野村證券から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されましたお客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村證券に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願い致します。